

I. はじめに

近年、大規模言語モデルのAI技術といえば「ChatGPT」です。高度な言語処理能力から世界中で注目を浴びています。興味深いのは医師国家試験、米国統一司法試験、MBA・経営学修士課程の最終試験、さらにはマスターソムリエ試験の理論セクションまで、様々な国家試験に合格したという成功例が報告されていることです。しかし、日本で手強い国家試験の一つとして知られる公認会計士試験をChatGPTが克服できるかどうかについては、これまであまり検討されていないように見えます。

当初、このNewsletterでは、ChatGPTが達成した難易度の高い試験のリストに公認会計士試験を加えるつもりでした。しかし、驚いたことに、ChatGPTは公認会計士試験には合格できませんでした。この記事では、調査方法を簡単に説明し、ChatGPTがどこで失敗したのかをみていきます。

II. 調査方法

日本の公認会計士試験は、短答式試験と論文式試験の2つで構成されており、このうち実際に出題された2021年の短答式試験の問題を使用しました。短答式試験には4つの科目がありますが、会計基準や法律そのものからの出題が多い「財務会計論」と「企業法」に焦点を当てています。

短答式試験の正式な合格点数は非公開ですが、日本公認会計士協会（JICPA）によると、合格基準は総点数の70%を目安とし、40%未満の科目が1つでもあれば不合格となります。そのため、今回の調査では合格点を40%に設定しました。膨大な知識を持つChatGPTなら、半分以上の問題に正解できると推測しました。

なお、今回は無料で使用することのできるChatGPTバージョン3.5を使用しています。

III. 結果

今回、表や数値が使用された問題は、ChatGPTに正確に入力することができなかったために除外しましたが、文章のみの問題であっても、その正解率は両科目とも10%程度にとどまりました。

- 財務会計論：正解率11%（9問中1問）
- 企業法：正解率10%（20問中2問）

次頁以降に、不正解だった問題とChatGPTの回答をいくつか掲載しています。会計基準や法律そのものを問う比較的単純な問題も意外に正解できないことがわかりました。また、同じ質問を何度か入力すると異なる回答が出てきたり、誤った選択肢を回答しているのに、解釈の文章は合っているなどの現象も見て取れました。

IV. おわりに - この結果は会計・監査業界にとって何を意味するのか？

ChatGPTが日本の公認会計士試験に合格できなかったことは、会計・監査専門職に求められる知識の複雑さと深さを浮き彫りにしています。ChatGPTのようなAIテクノロジーは様々な領域で大きな進歩を遂げましたが、公認会計士のような専門試験が要求する専門的な知識に直面すると、まだ不十分であることが確かめられました。このことは、複雑な規制や基準の微妙な判断、解釈、適用を必要とする分野では、人間の専門知識がかけがえのない役割を果たすことを強調しています。

AIが進歩するにつれ、会計・監査を含むさまざまな分野・領域において、調査、データ分析及び反復的作業で専門家を支援する重要なサポート的役割を果たすことは間違いないと思います。しかし、複雑な意思決定やコンプライアンスに対する最終的な責任は、依然として人間の手に委ねられています。

結論として、ChatGPTは様々な領域でその実力を証明してきましたが、公認会計士試験は現在の能力を超える手ごわい挑戦であり続けています。このことは、会計・監査の分野で最高水準を維持するためには、人間の専門家として役割が不可欠であることを再確認するものであります。

ご質問等は下記までお願いいたします

メール：research@seiwa-audit.or.jp

ウェブサイト：rsm.global/japan/audit/contact

不正解の質問の例

財務会計論 問題4

S

国際会計基準等に関する次の記述のうち、正しいものの組合せとして最も適切なものの番号を一つ選びなさい。

ア. 我が国では、企業会計の基準についての調査研究および作成を業として行う団体のうち、①利害関係を有する者から独立した政府の審議会であること、②特定の者に偏ることなく多数の者から継続的に資金の提供を受けていること、③高い専門的見地から企業会計の基準を作成する能力を有する者による合議制の機関を設けていることの3要件を満たしている団体が、修正国際基準を作成することになっている。

イ. 我が国では、国際会計基準において日本基準とは考え方が著しく異なる内容に修正を加え、日本企業が受け入れやすいように、国際会計基準では認められていない①のれんの規則的償却、②その他の包括利益に関する全項目の組替調整を取り入れた修正国際基準が定められている。

ウ. 指定国際会計基準とは、国際会計基準のうち、公正かつ適正な手続の下に作成および公表が行われたものと認められ、公正妥当な企業会計の基準として認められることが見込まれるものとして、財務大臣が定めるものに限られている。

エ. 有価証券報告書で開示する連結財務諸表を作成する場合、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」によるが、指定国際会計基準特定会社が提出する際には、指定国際会計基準に従うことができる。このほか、一定の要件を満たす会社は、修正国際基準、米国預託証券の発行等に関して要請されている用語、様式および作成方法によることができる。

1. アイ 2. アウ 3. アエ 4. イウ 5. イエ 6. ウエ



正しい組み合わせは、以下の通りです。

2. アウ

これは、日本の国際会計基準に関する記述に関するものです。

正解

正解は正反対の「5. イエ」です。

ア. は「政府の審議会」ではなく、「民間の団体」が正解です。（連結財規1条3項）

ウ. は「財務大臣」ではなく「金融庁長官」が正解です。（連結財規1条3項）

企業法 問題8

S

株主総会に出席しない株主が電磁的方法によって議決権を行使することができる場合に関する次の記述のうち、正しいものの組合せとして最も適切な番号を一つ選びなさい。なお、金融商品取引所に上場されている株式を発行する株式会社を除き、また、株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株主は、いないものとする。

- ア. 株主は、電磁的方法により、議決権の不統一行使をすることができない。
イ. 株主の数が1000人以上である場合であっても、株主総会の招集の決定において、書面による議決権の行使に関する事項を定めることを要しない。
ウ. 株主総会の招集の通知は、電磁的方法によりこれを発する場合を除き、書面で行わなければならない。
エ. 電磁的方法による議決権の行使は、政令で定めるところにより、株式会社の承諾を得て、法務省令で定める時までに議決権行使書面に記載すべき事項を、電磁的方法により当該株式会社に提供して行う。
1. アイ 2. アウ 3. アイ 4. イウ 5. イエ 6. ウエ



正しい組合せは次の通りです。

4. イウ

この組み合わせによれば、株主は電磁的方法により議決権を行使ことができ、株主総会の招集において書面による議決権の行使に関する事項を定める必要がありません。また、株主総会の招集の通知は通常書面で行われますが、電磁的方法による場合を除いても書面で行う必要があります。電磁的方法による議決権の行使に関しては、政令で定められた条件を満たし、株式会社の承諾を得て、法務省令で定められた時までに必要な事項を電磁的方法で提供する必要があります。

正解

正解は「6. ウエ」です。

エ. の選択肢は会社法312条1項の条文そのものですが、ChatGPTは意外に正解を選ばませんでした。

企業法 問題14

S

株式会社の行う剰余金の配当に関する次の記述のうち、正しいものの組合せとして最も適切な番号を一つ選びなさい。

ア. 株式会社は、純資産額が300万円を下回る場合には、剰余金の配当をすることができない。

イ. 取締役会設置会社は、1事業年度の途中において1回に限り取締役会の決議によって配当財産が金銭である剰余金の配当をすることができる旨を定款で定めることができる。

ウ. 株式会社は、当該株式会社の株式を配当財産とすることができる。

エ. 配当財産が金銭以外の財産であるときは、株式会社は、株主に対して金銭分配請求権を与えなければならない。

1. アイ 2. アウ 3. アエ 4. イウ 5. イエ 6. ウエ



正しい記述の組み合わせは以下の通りです：

4. イウ

この組み合わせでは、取締役会設置会社は途中で剰余金の金銭配当を行うことができる（イ）、株式会社は当該株式会社の株式を配当財産とすることができる（ウ）という条件が合致しています。他の選択肢では条件が合致しないか、誤った情報が含まれています。

正解

正解は「1. アイ」です。

株式会社の純資産額が300万円を下回っている場合は、剰余金の配当を行うことができない（会社法第458条）ので、選択肢ア. は正解です。

また、株式会社は自社の株式を配当できない（会社法第454条1項）ので、選択肢ウ. は誤りです。